

社会福祉法人瑠璃光会 障がい者虐待防止委員会の体制と役割
社会福祉法人瑠璃光会 身体拘束適正化検討委員会の体制と役割

令和7年4月1日

I 委員会の体制

(1) 虐待防止責任者	長家園長・松本施設長
(2) 委員長	虐待防止対応責務担当者 大森生活支援員 係長
(3) 委員	サービス管理者会代表 長家園長・松本施設長 虐待防止マネージャー 安部主任生活支援員 男子棟 中岡主任生活支援員 男子棟 入江主任生活支援員 女子・新棟 小寄主任生活支援員 女子・新棟 中田主任生活支援員 通所 西野尾主任ヘルパー ホームヘルプ 谷口生活支援員 係長 かがやき 中田所長（課長） きらっと 北沢所長（係長） ろーぶ
(4) 虐待事例対応委員	
虐待防止責任者	長家園長・松本施設長
サービス管理者会	るりこう園 長家園長 かがやき 松本施設長 きらっと 中田所長（課長） ろーぶ 北沢所長（係長）
行政および関係機関との連携 利用者と職員の健康心身理解 外部委員	島田生活支援課長・北川地域支援課長 上山主任看護師 田中佑哉評議員

II 役割

1. 虐待防止の研修会の計画と開催	委員会
2. 虐待防止の体制と方法の検討、決定	委員会
3. 身体拘束等の適正化の推進、検証	委員会
4. マニュアルの見直し	委員会
5. チェックリストの作成、実施、分析	委員会
6. 掲示物等啓蒙ツールの作成と活用	委員会
7. 虐待事例への対応	虐待事例対応委員

○任期 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日
本票の配布と掲示をもって委嘱通知に換える。